

令和6年度

文化活動支援事業

Q & A

(令和 5. 11. 13 時点)

※現時点での考え方を示すものであり、今後内容に変更等が生じる場合があります。

(公財)いしかわ県民文化振興基金

(1)対象団体について

Q(1)－1 個人でも助成の対象になりますか？

A 対象となりません。

なお、若手芸術家を支援する助成金として、当基金には、「若手芸術家活動支援事業」があります。詳しくは、「若手芸術家活動支援事業」の募集要項等をご覧ください。

Q(1)－2 「満3年以上の活動実績」とはどの時点から起算しますか？

A 団体の設立日、すなわち団体の規約等が作成された日付を起算日とします。

なお、規約等で確認できない場合は、団体の活動実態が分かる書類をもって判断する場合もあります。

Q(1)－3 実行委員会を作って文化イベントをしたいのですが、助成の対象になりますか？

A 対象となります。

ただし、実行委員会の中心となる団体が、団体要件を満たしている必要があります。

なお、中心となる団体が団体要件を満たしていれば、構成団体に地方公共団体や企業、文化活動以外の主たる活動を行う団体(国際交流団体等)など、助成対象外の団体が入っても対象となります。

Q(1)－4 実行委員会等、臨時的に組織される団体の場合も一定の規約が必要ですか？

A 必要です。中心団体の規約と役員名簿及び実行委員会役員名簿とともに提出して下さい。

Q(1)－5 実行委員会等、臨時的に組織される団体の中心団体どのように判断しますか？

A 当該実行委員会等における代表者の所属団体又は事務局担当団体(提出する団体概要調書に記載する事務担当者の所属団体)のいずれかとします。

Q(1)－6 負担金を支払ってイベントの運営に参加している団体は対象になりますか？

A 対象となりません。助成金の交付を受けようとする事業・活動の主催者が対象となります。

また、ひとつの事業・活動が複数の主催者により実施される場合には、当該活動の企画・制作及び経理事務を担当するなど当該事業・活動を統括し、責任をもって実施する主催者が対象となります。

Q(1)－7 同好会や愛好会でイベントをしたいのですが、助成の対象になりますか？

A 団体の規約がない場合や、会計経理が明確でない場合、団体の主たる目的が文化活動でない場合は対象外です。

Q(1)－8 地方公共団体が設立した団体は助成の対象になりますか？

A 地方公共団体が中心となって設立した団体は対象になりません。
ただし、構成団体の一つとして参加することは問題ありません(中心団体は不可)。

Q(1)－9 国際交流を目的として設立した団体が文化イベントをしたいのですが、助成の対象になりますか？

A 対象となりません。文化活動とは異なる目的で設立された団体(国際交流、地域振興、観光振興、まちづくり等を目的とする団体)は対象外です。
ただし、実行委員会等に文化活動とは異なる目的で設立された団体が、構成団体の一つとして参加することは問題ありません(中心団体は不可)。

Q(1)－10 過去に助成を受けた、もしくは現在助成を受けている団体は新たに応募することができますか？

A 同一事業では申請できませんが、異なる事業であれば、年度ごとに審査を行いますので、新たに応募することができます。
ただし、連続採択回数やこれまでの累計採択回数を考慮する場合があります。

(2)対象事業について

Q(2)－1 2種類の対象事業がありますが、どちらで応募すればいいのかわかりません。

A 2種類の事業の違いは下記のとおりです。
①文化創造普及事業の対象は、県全域を対象に実施する文化活動事業のうち、団体にとって新たな創意工夫を行い実施するものが対象です。
②地域文化活性化事業の対象は、特定市町の地域住民を対象に実施されるものや、地域固有のふるさと文化の発信を目的に実施されるものなど、特定の市町域を対象に実施する文化活動事業のうち、団体にとって新たな創意工夫を行い実施するものが対象です。また、団体の住所がある市町又は活動の本拠を置く市町からの補助を受ける必要があります。(ただし、基金助成金と入場料収入等の事業収入のみで助成対象経費を賄える場合については、市町からの補助金は必ずしも必要ありません)
詳しくは募集要項をご覧ください。判断が難しい場合はお問い合わせください。

Q(2)－2 地域文化活性化事業では、「事業を実施する団体の住所又は活動の本拠を置く市町からの補助を受ける事業」であることが要件となっていますが、市町から受けるべき補助金に補助率等がありますか？

A 助成対象事業について、市町から補助金の交付を受けること(見込みを含む)が要件となりますが、市町補助金の補助率は、助成対象経費から基金助成金および入場料収入等の事業収入を除いた額(自己負担)の2分の1以上である必要があります(下記<図>【ケース1】参照)。

ただし、下記の場合は例外とします。

- ・基金助成金と事業収入のみで助成対象経費を賄える場合：

市町からの補助金は必ずしも必要ありません(下記<図>【ケース2】参照)

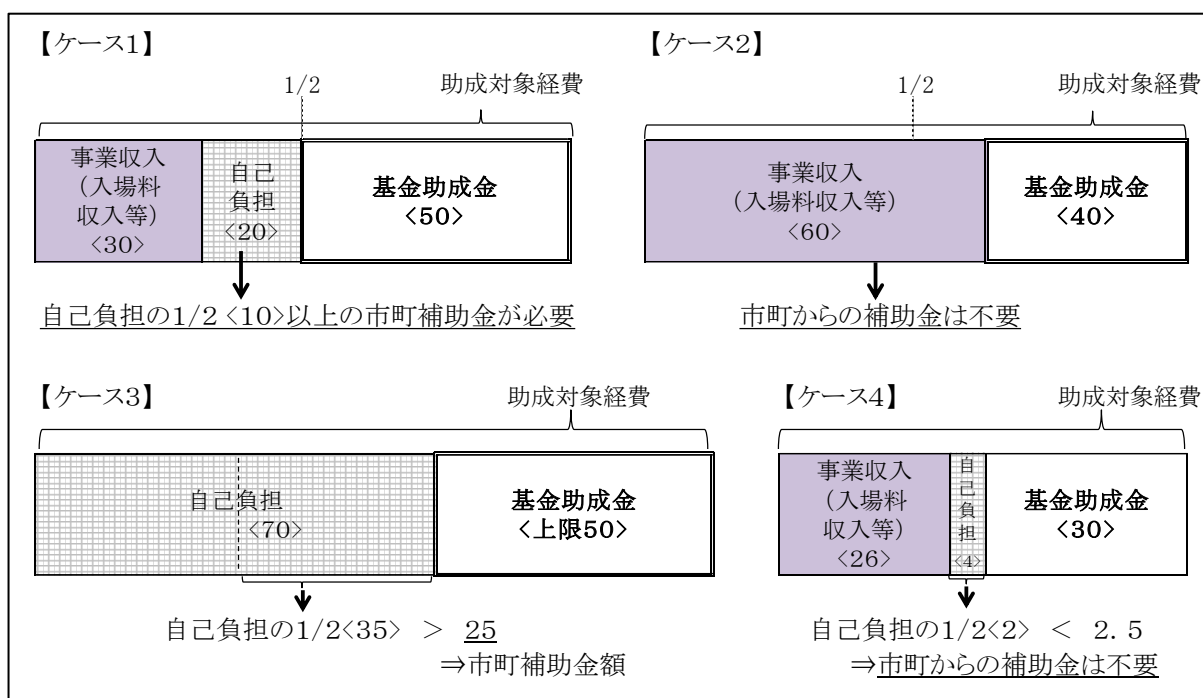
- ・各年度の自己負担の2分の1が25万円を超える場合：

25万円を市町補助金額とすることができます(下記<図>【ケース3】参照)

- ・各年度の自己負担の2分の1が2万5千円を下回る場合：

市町からの補助金は必ずしも必要ありません(下記<図>【ケース4】参照)

<図>



Q(2)-3 地域文化活性化事業に応募する際、市町からの補助を受けるにはどうしたらよいですか？

A 本事業の申請書を一旦作成するなど、実施したい事業の内容や経費等を明確にした上で、各市町の担当課にご相談ください。各市町の担当課については、募集要項をご覧ください。

Q(2)-4 「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」はそれぞれどのような事業例がありますか？

A 2種類の事業について、例えば下記のような事業が想定されます。

①子ども対象事業

- ・子どもが出演する音楽演奏会の初開催
- ・親子で参加できる文化体験教室の初開催

②指導者育成事業

- ・外部講師による県内各支部指導者への巡回指導の初実施
- ・各流派の垣根を越え、歴史や道具・型の変遷など華道後継者としての知識教養を深める新たな講習会の実施

該当するかどうか判断が難しい場合等はお問い合わせください。

Q(2)－5 「子ども対象事業」で対象とする「子ども」は何歳までになりますか？

A 高校生以下又は18歳未満を子どもとします。

Q(2)－6 「指導者育成事業」で対象とする「指導者」はどのような人になりますか？

A 文化団体内で指導的立場(指導者、講師、先生など)にある人になります。

Q(2)－7 「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」では大人や指導者でない人の参加は全く認められないのですか？

A 原則として、参加者や対象者は子ども又は指導的立場にある人としてします。

ただし、必要に応じてこれらに該当しない人の参加も可としますが、参加者の概ね半分以上を該当者としてください。

Q(2)－8 従来のイベントの開催地を増やしたり、イベントに新たな企画を追加するような事業も対象になりますか？

A 事業内容での判断となります。

今まで行っていなかったイベント等を新たに実施するような場合のほかに、これまで実施していたイベント等に新たな工夫を追加して実施する場合も対象となり得ます。

判断が難しい場合はお問い合わせください。

Q(2)－9 楽団設立10周年記念コンサートなど、周年的・記念的文化活動事業は対象となりますか？

A 事業の新規性や、発展的に拡充する内容であるかなど、事業内容での判断となります。

また、当該事業が一過性のものでなく、今後の団体活動の自立に大きく寄与するものであるかどうか審査の観点となります。

そのため、こうした事業で応募する場合は、当該事業の結果・成果を、今後の団体活動にどのようにつなげていくのか、その計画又は方針を必ず具体的に記載してください。

Q(2)－10 地域の伝統的な文化行事(祭りなど)本体は対象になりますか？

A 対象となりません。

ただし、後継者を育成する講習会を新たに開催する等、地域の伝統的な行事に関連し、新たな創意工夫により実施される事業の場合は、当該講習会部分が助成対象となります(この場合でも、地域の伝統的な文化行事そのものは対象外となります)。

Q(2)－11 「地域の伝統的な祭り」とはどのような祭りのことですか？

A 対象となる「地域の伝統的な祭り」とは、地域において、歴史性・文化性が高いものを想定しており、町内等で行われる、一般的に言うところの夏祭りや盆踊り等といった、町内会行事的なものは対象としません。

Q(2)－12 県外や海外で行う文化活動についても助成の対象になりますか？

A 県外あるいは海外で行われる文化活動については、助成の対象となりません。

Q(2)－13 自主制作の記録集やDVDの制作は助成の対象になりますか？

A 事業内容での判断となります。

団体の活動記録や研究を目的に制作する場合は対象となりません。

ただし、主たる事業に付随して制作するものであり、かつ制作物を学校や公民館、各種イベントに配付するなど、広く一般への普及・啓発を目的として制作する場合は、対象とする場合があります。

Q(2)－14 あらかじめ企画された公演を買い取り実施するような事業は対象になりますか？

A あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演(買取公演、招聘公演等)は対象となりません。このほか、著名人を招聘した講演会やコンサートのみを行う事業など、団体独自の工夫が見られない事業についても対象外とします。

(3)「東アジア文化都市」に関連する事業の取り扱いについて

Q(3)－1 募集要項の「審査の主な観点」に、「東アジア文化都市」の「アニメ・マンガ」、「音楽」、「美術」、「食文化」の4つの柱に沿った取り組みや、中国や韓国との交流要素(中韓を題材としたものを含む)があるかという点も考慮するという記載がありますが、これらに該当しないと、認定されないのでしょうか。

A ・日中韓の文化交流事業である「東アジア文化都市」の令和6年の開催都市に石川県が選定されたことを踏まえ、県内全域で盛り上げていくため、文化団体の皆さんにも協力いただきたいという趣旨で、こうした審査の観点を設けています。
・一方で、審査は、あくまで、「新たな取り組み・新たな工夫」の内容を中心に審査をします。その上で、こうした「東アジア文化都市」の要素があれば、審査をする上で、参考とさせていただきます。

Q(3)－2 「東アジア文化都市」の関連事業とするためには、「アニメ・マンガ」、「音楽」、「美術」、「食文化」の4つの柱に沿った取り組みと、中国や韓国との交流要素のどちらも満たすことが必要なのでしょうか。

A 4つの柱に沿った取り組みか、中国や韓国との交流要素のどちらかがあれば、東アジア文化都市関連事業となります。

Q(3)－3 「アニメ・マンガ」、「音楽」、「美術」、「食文化」については、どのような事業が該当しますか。

A それらに関連すれば、広く対象となると考えますが、「食文化」については、食文化の理解促進や発信に繋がるものが対象であり、単なる食のイベントは対象とはなりません。

Q(3)－4 「中国や韓国との交流要素(中韓を題材としたも含む)」とは、具体的にどのような事業が該当しますか。

A 中国や韓国から招へいたゲストとの共演や作品展などのほか、舞台や作品展などのテーマに中国や韓国のを題材とした事業などが該当すると考えています。ただし、石川県内で実施するものが対象となり、文化団体が中国や韓国に出向いて実施するものは対象とはなりません。

(4)助成額、対象経費について

Q(4)－1 助成額に下限額・上限額はありますか？

A 事業によって、次のとおり助成額には下限額・上限額があります。
また、助成額が下限額に達しない事業については応募いただくことができません。

計画期間	文化創造普及事業	地域文化活性化事業
1年間	10万円～100万円	毎年度 5万円～50万円
2年間	20万円～200万円	
3年間	30万円～300万円	

<「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」>

計画期間	文化創造普及事業	地域文化活性化事業
1年間	10万円～133万円	毎年度 5万円～66万円 ※3年事業の場合、3年目は68万円
2年間	20万円～266万円	
3年間	30万円～400万円	

ただし、特段の必要性が認められる事業については、上記の額を超えて交付することがあります。

Q(4)－2 備品は対象となりますか？

A 机やパソコン、事務用品など、汎用性の高い備品等の購入・修理費は対象外(収支予算に記載できない対象外経費)ですが、事業の趣旨・内容に鑑みて、事業の実施にあたり特段の必要性が認められる経費については対象とする場合があります(例:伝統芸能後継者育成教室事業における衣装・楽器購入費)。

判断が難しいものについてはお問い合わせください。

Q(4)－3 公募展等の実施に際して、賞状や副賞、記念品、賞金などは対象になりますか？

A 賞状や副賞、記念品については、一般的に過度でない範囲のものであれば対象としますが、賞金(現金)については対象外(収支予算に記載できる対象外経費)となります。

Q(4)－4 イベント当日のスタッフへの人件費・交通費は対象になりますか？

A 団体役員・職員・会員の人件費(謝金等を含む)・交通費については通常の団体運営に係る経費であり、対象外(収支予算に記載できない対象外経費)となります。
ただし、臨時的に雇うアルバイト等(団体役員・職員・会員を除く)に係る人件費、交通費は対象となります。

Q(4)－5 招へいする外部指導者等との打ち合わせ等にかかる会員の旅費については対象になりますか？

A 団体の役員・職員・会員の、会議・打ち合わせ等への出席や、イベント等への参加のための交通費については、原則、助成対象となりません(収支予算に記載できない対象外経費)。
ただし、例外として、助成事業に関連した、県外の外部指導者(講師など)等との打ち合わせに限り、団体の役員等の県外旅費は対象となります。この場合、日時、出席者、議事要旨等を記録した会議記録等を作成し、実績報告時に提出していただきます。

Q(4)－6 次年度に継続実施するイベントのチラシなど、前年度から準備を行った場合、当該準備経費は前年度の助成対象経費として計上できますか？

A 助成期間中に実施されるイベントに係る経費であり、かつ助成期間中に実施、発注、納品、支払等の全ての行為が行われるものであれば対象経費として計上できます。
例えば、3年計画の事業で、3年目(=助成期間中)のイベントに向けて2年目から準備する経費は2年目に計上することができますが、1年目(=助成期間中)のイベントに向けた助成期間前の準備経費や、4年目(=助成期間外)のイベントに向けた3年目の準備経費は助成対象となりません(例外として、Q(4)－8参照)。

Q(4)－7 発注が3月、納品が4月など、年度をまたいだ作業経費は対象になりますか？

A 対象となりません。助成の対象となる経費は、毎年度の事業期間内に、実施、発注、納品、支払い等の行為が全て完了したものに限りです。
ただし、文化創造普及事業において、「初年度の実績報告後に一括交付」の場合については、年度をまたいだ経費であっても、助成期間中であれば対象とすることができます。この場合、当該経費は支払いをした年度に計上してください。
(その他の例外として、Q(4)－8参照)

Q(4)－8 会場予約時に使用料の前払いが必要であった場合、前払期日が助成期間前であっても助成対象経費となりますか？

A 対象となります。

原則として、助成期間中に実施、発注、納品、支払等の全ての行為が行われるものが対象となりますが、例外として、助成期間前の行為であっても、助成対象年度の会場を予約し、施設の規定により使用料を前払いした場合は対象経費として実施年度に計上できます。

Q(4)－9 印刷や運搬などを会員や親族が経営する会社などに委託してもよいか？

A 内容で判断させていただきます。

社会通念上、適正な価格・競争の下での取引と認められないことから、原則、外部への委託をお願いします。

ただし、やむを得ない事情(専門的な知識を有するなど)により、会員や親族が経営会社等に委託する場合は、仕様書や請求書、領収書などを提出して下さい。

Q(4)－10 感染症の対策に要する費用(アルコール消毒液、アクリル板の設置など)については助成対象となりますか？

A 助成対象となります。

ただし、備品購入費(サーモグラフィカメラなど)については、収支予算書に記載できない対象外経費となります。

Q(4)－11 謝金や外注費用等の支払額に制限はありますか？

A 事業内容での判断となります。

分野毎の慣行・相場やこれまでの経緯・実績等を参考に、著しく社会的妥当性を欠かない額としてください。

Q(4)－12 会員が展覧会等に出品する際に、発生した費用は助成対象となりますか。

A 対象となりません。

団体の役員・会員が審査員、講師を務める場合の謝金・交通費等と同様に、収支予算書に記載できない助成対象外経費となります。

(5)対象期間について

Q(5)－1 事業期間が1年又は2年の事業も応募できますか？

A 事業内容での判断となります。

周年的・記念的事業などは、臨時的事業となりますので、その年で完了しても問題ありません。また、後継者育成事業など、ある程度の期間で達成できる計画である場合には、例えば2年事業でも対象となります。

Q(5)－2 3年間の事業で応募しようと考えていますが、2年目～3年目の計画が立てられません。1年目と同じ内容で2年目～3年目を記載してもよいですか？

A 3年間の事業で応募する場合、2年目～3年目の計画も立てていただく必要があります。

審査に当たっては各年の計画内容を見て、事業の独創性・独自性や、継続性・発展性などの観点から審査しますので、できる限り精査した計画を立て、記載してください。

(6) 応募方法等について

Q(6)－1 応募の方法を教えてください。

A 応募にあたっては、「事業計画書」等の必要な書類を提出していただく必要があります(原則、電子データによる提出、様式についてはホームページからダウンロードできます↓
<http://www.ishikawabunka.jp/support/propose.php>)。

なお、提出先は、

- ①文化創造普及事業については、(公財)いしかわ県民文化振興基金あて
- ②地域文化活性化事業については、団体の所在する市町又は本拠地のある市町の担当課あて

となります。提出書類、提出期間など、詳しい内容については、募集要項をご覧ください。

Q(6)－2 1つの事業について、その他の助成金と重複して応募することができますか？

A 国や他の地方公共団体、民間団体からの助成は可能です。

ただし、本事業に認定され、かつ石川県の補助金等にも採択された場合には、重複して助成を受けることはできませんので、どちらかを辞退していただきます。

Q(6)－3 ひとつの文化団体から複数の活動について応募することができますか？

A 1対象者につき、1事業の応募を限度とします(複数事業の応募はできません)。

Q(6)－4 応募した事業について、プレゼンテーション等によるアピールは可能ですか？

A できません。

審査は書類審査のみとなりますので、わかりやすい応募書類の作成を心がけてください。

なお、様式のみでは説明しきれない場合には、任意様式で構いませんので、補足説明資料を添付してください。

(7) 認定後の手続きについて

Q(7)－1 応募しましたが、助成金がもらえるかどうかはどうやってわかりますか？

A 認定された団体へは、3月中を目途に事業認定通知書を交付させていただきます。(認定に至らなかった団体へもその旨文書で通知します。)

また、認定された団体については、ホームページにおいて、実施団体名・事業概要等を掲載します。

Q(7)－2 事業認定書を受け取ったのですが、交付申請は別に必要ですか？

A 必要です。2種類の対象事業により異なり、下記のとおりです。

- ①文化創造普及事業については、原則として、1年目の事業実施後に「交付申請書兼初年度実績報告書」を提出してください。
- ②地域文化活性化事業については、毎年度当初(4月)に「交付申請書」を提出してください。

Q(7)－3 助成金はいつ頃貰えるのでしょうか？

A 2種類の対象事業により異なり、下記のとおりです。

- ①文化創造普及事業については、原則として、計画全期間に要する助成額を初年度の事業実施後(「交付申請書兼初年度実績報告書」提出後)に一括交付します(例外として、Q(7)－4参照)。

請求書の提出後、おおむね1～2か月後に支払いとなる見込みです。

- ②地域文化活性化事業については、毎年度の事業実施後(「実績報告書」提出後)に、当該年度分を交付します。

請求書の提出後、おおむね1～2か月後に支払いとなる見込みです。

ただし、いずれの場合も手続き上、支払いが遅れる場合があります。

Q(7)－4 文化創造普及事業について、助成金の交付が「初年度の実績報告後に一括交付」ではなく、「毎年度の実績報告後に当該年度分を交付」となる場合とはどのような場合ですか？

A 文化創造普及事業については、原則として、計画全期間に要する助成額を「初年度の実績報告後に一括交付」することとしています。毎年度の事業内容に大きく変動がある事業の場合は、「毎年度の実績報告後に当該年度分を交付」することになります。

例えば、1年目はイベント開催準備で事業費が小さく、2年目以降はイベント本番で事業費が大きくなるような場合が想定されます。

また、当初一括交付として認定した事業であっても、期間中の事業内容の変更等により「毎年度の実績報告後に当該年度分を交付」とすることがあります。

Q(7)－5 交付申請の段階で、事業認定された助成額を超えた助成額を申請することは可能ですか？

A できません。交付申請額は事業認定された助成額を上限に申請できます。

Q(7)－6 複数年事業について、各年度の助成額を変更することは可能ですか？

A 2種類の対象事業により異なり、対応については下記のとおりです。

- ①文化創造普及事業については、各年度の助成額の変更は可能です。

ただし、認定額を超えることはできません。

- ②地域文化活性化事業については、各年度で助成額を認定しているため、各年度の助成額を上回ることはできません。

Q(7)－7 文化創造普及事業については、初年度に計画全期間に要する助成額が一括交付されますが、事業完了後、実績に基づいて助成額を再算定すると、交付額が過大となるような場合には返還等が必要になりますか？

A 原則として返還の必要はありません。

ただし、事業完了後の実績報告で、交付済みの助成額が実績の助成対象経費を上回ることが確認された場合など、助成金の一部が明らかに助成対象外経費への充当となる場合には、返還が必要となります。

Q(7)－8 助成金を受け取る前に何らかの事情で事業を実施することができない(中止する)場合は、どのような手続きが必要になりますか？

A 2種類の対象事業により異なり、下記のとおりです。

①文化創造普及事業については、交付申請書兼初年度実績報告書に事業を中止する旨およびその顛末を記載して速やかに提出してください。

②地域文化活性化事業については、速やかに中止承認申請書を提出してください、また、既に事業を一部実施している場合には実績報告書も提出してください。

なお、いずれの場合も、原則として助成金は交付しませんが、事業の実施状況により、助成金の一部を交付する場合があります。

Q(7)－9 文化創造普及事業で、助成金を受けとった後、何らかの事情で2年目又は3年目の事業を実施することができない(中止する)場合は、どのような手続きが必要になりますか？

A 実績報告書に中止する旨およびその顛末を記載して速やかに提出してください。

なお、交付済みの助成額が実績の助成対象経費を上回ることが確認された場合など、助成金の一部が明らかに助成対象外経費への充当となる場合には返還が必要となります。

Q(7)－10 収入・支出の内容を証する関係書類や会計帳簿を5年間保存する旨の記載がありますが、具体的に何をいつまで保存する必要があるのでしょうか？

A 助成金の収入・支出に関する帳簿、入場料等の売上げに関する帳簿、請求書・領収書・振込書等の支払に関する証拠書類、助成対象活動の収入・支出に関する預金通帳等です。なお、これら帳簿等については、助成対象活動に係る収入・支出が明確にわかるように整理し、助成事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存してください。(例. 令和9年3月31日(令和8年度)に助成事業を完了した場合は、令和14年3月31日(令和13年度末)まで保存することになります。)

なお、この間、必要に応じて、(公財)いしかわ県民文化振興基金の職員が活動の実績等を調査する場合がありますので、閲覧できる形で保存してください

Q(7)－11 助成金の返還が必要となる場合としてどのような例が考えられますか？

A 交付要綱上、下記の場合に交付決定の取り消しをすることができることとしており、こうした場

合には助成金の返還が必要となります。

- (1) 交付要綱に違反したとき
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- (3) 不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき
- (4) 助成金を助成対象経費以外の用途に使用したとき
- (5) 助成対象事業を実施せず、又は実施しようとする意思が認められないとき
- (6) 助成対象事業を完了する見込みがなくなったとき
- (7) その他助成対象事業の実施において著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき

また、事業完了後の実績報告で、交付済みの助成額が実績の助成対象経費を上回る事が確認された場合など、助成金の一部が明らかに助成対象外経費への充当となる場合にも返還が必要となります。